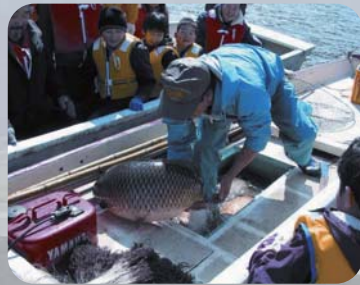


三方五湖

自然再生全体構想

～ 湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生 ～



平成 24 年 3 月

三方五湖自然再生協議会

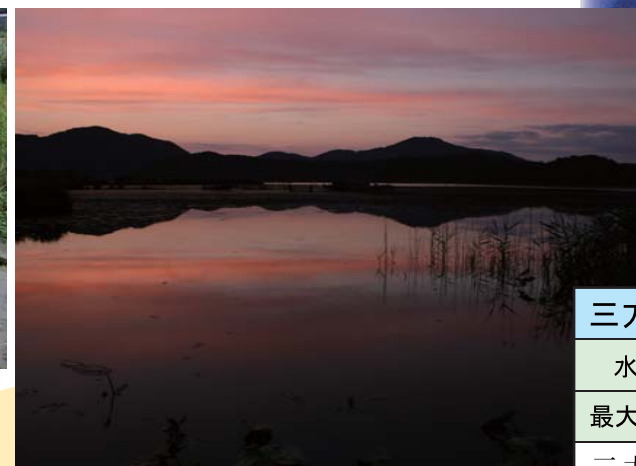
三方五湖自然再生協議会全体構想策定によせて

前世紀には世界中で、湖や河川を含むウェットランドの生態系の人間活動に起因する劣化が深刻化しました。それにより、生物多様性の低下のみならず、清浄な水を供給する機能の低下、漁業などの産業の衰退、人々が自然とふれあう機会の喪失など、多様な生態系サービスの急激な低下がもたらされました。それらを回復するための自然再生が世界中で始まっています。

三方五湖は、特異な地形的特徴と水域と周囲の緑がつくる素晴らしい景色、そして固有な魚類相をもつ学術的にも貴重なラムサール条約登録湿地です。その五湖と流域を対象とする自然再生のための話し合いと科学的な調査研究が始まってから5年近くたちました。地域みなさんと私たち研究者が、ともに調べ、学び、語り合ってきたことが、このたび、この「三方五湖自然再生全体構想」としてまとめられたことを大変うれしく思います。

三方五湖自然再生協議会のすべての委員のみなさま、とりわけ事務局メンバーのみなさまの多大なご尽力によってつくられたこの「構想」は、今後、湖と流域の自然再生の将来を照らす光として輝き続けることでしょう。

三方五湖自然再生協議会 会長
 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
 鷲谷いづみ



三方五湖 の特徴



三方五湖は、福井県若狭町および美浜町にまたがる5つの湖の総称です。低くならかな山地が湖水の周辺をめぐる、のどかで静かな水郷的風景をもった、若狭地方を代表する景観となっています。三方五湖は、文字通り、5つの湖から構成されています。

5つの湖は、淡水または、海水と淡水が入り混じる汽水、海水により満たされています。それぞれの湖では塩分濃度が異なることから、生息する魚類相も湖により異なるなど、多様な生きものを育む変化に富む湖水環境です。

水月湖(すいげつこ)		所在地	若狭町
水質	汽水	面積	4.15 km ²
最大水深	34.0m	周囲	9.85 km

三方五湖の中で面積が最大の湖です。海水と淡水の混じる汽水湖となっています。下層は無酸素状態のため、魚は湖の上層に生息しています。

日向湖(ひるがこ)		所在地	美浜町
水質	海水	面積	0.92 km ²
最大水深	38.5m	周囲	3.6 km

湖口が日本海とつながり流入河川がないため、三方五湖の中で最も塩分濃度が高い塩水湖となっています。ハマチ、フグなどの蓄養場があります。

三方湖(みかたこ)		所在地	若狭町
水質	淡水	面積	3.56 km ²
最大水深	5.8m	周囲	9.6 km

三方五湖の中で最も南に位置する、唯一の淡水湖です。鱒(はす)川、別所川、観音川、山古川、中山川が流入しています。

久々子湖(くぐしこ)		所在地	美浜町・若狭町
水質	汽水	面積	1.39 km ²
最大水深	2.5m	周囲	7.0 km

早瀬川で日本海と通じるため、常に海水の流入のある汽水湖です。三方五湖の中で、最も多くの種類の魚が確認されています。

菅湖(すがこ)		所在地	若狭町
水質	汽水	面積	0.91 km ²
最大水深	13.0m	周囲	4.2 km

三方五湖の中で面積が最小の湖で、汽水湖となっています。北西季節風の影響を受けにくいいため、冬には多くの野鳥を観察できます。



三方五湖自然再生協議会とは

三方五湖の自然は、私たちに、食料、農業や漁業、文化など豊かなめぐみをもたらしてきました。ところが近年、豊かだった三方五湖の自然環境は、私たちが気づかない間に、急速に損なわれてきています。

そこで、三方五湖流域とその周辺地域において、多様な主体によって自然再生を実現するため、三方五湖自然再生協議会を設立しました。

■設立:平成23年5月1日

■構成:地元住民、研究者、各種団体、行政等(63団体・個人)

※この自然再生協議会は、自然再生推進法に基づく法定協議会で全国で23番目、中部地方では初めての法定協議会です。

CONTENTS

三方五湖の特徴	2
三方五湖にすむ生きものたち	3
三方五湖自然再生の基本方針	6
湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生	7
三方五湖自然再生協議会規約	9
三方五湖自然再生協議会運営細則	10
三方五湖自然再生協議会名簿	

三方五湖にすむ生きものたち

三方五湖と周辺の里地では、人々の暮らしとともに、多様な生きものが育まれています。

鳥類

三方五湖流域と周辺地域で見られる鳥類は、季節によって異なります。冬には、越冬のために約1万羽のカモ類が飛来し、三方五湖の鳥たちが最もにぎわいます。



ミサゴ



オジロワシ



カイツブリ



カルガモ



コハクチョウ

両生類

三方五湖の湖岸沿いには田畑が多く、水辺と陸上の二つの環境が必要な両生類にとっては、めぐまれた生息環境が広がっています。ダルマガエルは、福井県では若狭町～小浜市のみに確実に分布するといわれる、この地域の特徴的なカエルです。



トノサマガエル



ダルマガエル



シュレーゲルアオガエル

三方湖総合研究プロジェクトの成果から 三方湖におけるフナ類の遺伝分析

フナは、田んぼや小川さえあれば日本中どこでも普通にみられる魚で、私たちにあってたいへん身近な存在です。遺伝分析による最近の研究から、日本列島に生息するフナは、本州、本州+四国、九州の、大きく3つの地域固有系統から成ることがわかってきました。

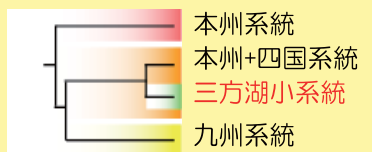
三方湖周辺水域においても、フナは普通にみられますが、河川や湖の護岸改修や、水田と湖のつながりが消失したことなどの影響による産卵場所の減少に伴って、その数が減ってきています。このような現状のなかで、三方湖周辺水域に生息するフナの系統構成自体がまだよくわかっていません。そこで、三方湖周辺水域に生息するフナの種内系統構成の実態把握を行いました。

遺伝分析を行ったところ、三方湖周辺水域のフナは、ほとんどが本州+四国系統に含まれましたが、その中の一部のグループは、三方湖周辺水域のフナのみで形成されていました。このことから三方湖周辺水域に固有の小系統がいることが示唆されました。地域固有と考えられる小系統の保全が望まれます。

(担当:武島 弘彦(東京大学))



三方湖で採れたフナ



フナの遺伝分析結果の概要

三方湖総合研究プロジェクトの成果から

湖と田んぼをつなぐ“水田魚道”

すいでんぎょう

三方湖周辺の水田は、かつては湖にすむ魚にとって格好の産卵場になっていました。その理由は、水田は水がよどんでいるので、卵や泳ぐ力の弱い稚魚が流されず、また水が温かいのでエサとなるプランクトンが豊富なためです。特にドジョウやフナなどは、水の張られた水田で産卵し、孵化した魚は水田の中で大きくなります。しかし、近年ではほ場整備が進み、水田と水路の高低差が大きくなり、産卵のために魚が遡上することができません。

そこで、魚が産卵のために水田へ遡上していた昔の水辺環境を再生することを目的に、三方湖周辺で水田魚道を設置しています。水田魚道とは、魚が田んぼへ自由に入出りできるように、水田と水路との間に付けた水が流れる階段のようなものです。設置することにより、魚が昔のように水田に入って産卵できるようになります。現在、三方湖周辺では、16基の水田魚道が設置されており、11種類の魚が利用し、特にドジョウやフナなどは、水田で育った多くの稚魚が確認されています。



水田魚道



水田魚道の位置



ナマス 水田を利用するおもな魚

(担当:福井県海浜自然センター)

魚類

三方五湖では、5つの湖を中心とする海・湖・川・水路・田んぼといった「水」でつながる多様な環境によって、多くの魚たちが育まれています。三方湖は、ハスとイチモンジタナゴの日本海側における唯一の自然分布域です。



ウナギ(全長 100cm)



シラウオ(全長 5~10cm)



ハス(全長 30cm) ※平成5年以降未確認



タモロコ(全長 10cm)



フナ類(全長 25cm)



イチモンジタナゴ(全長 8cm)

昆虫類

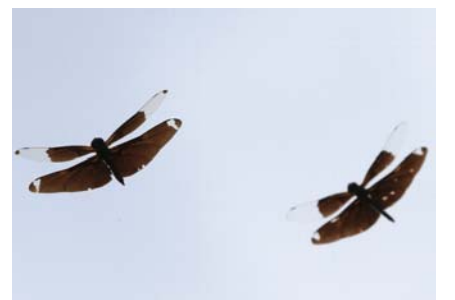
広い水面を有する三方五湖は、トンボ類の県内有数の生息地となっています。また、三方五湖流域と周辺地域では多様な昆虫類が生息しています。



ムスジイトンボ



ウチワヤンマ



チョウトンボ

植物

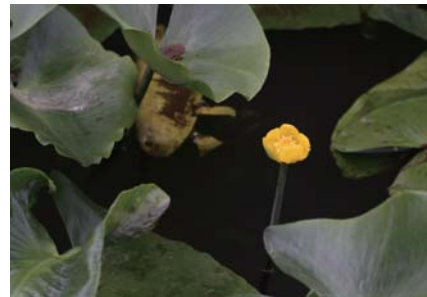
三方五湖とその周辺の水辺の近くでは、湖や河川に、ヨシ、ツルヨシ、マコモ、ヒシ、クロモ、ヒロハノエビモなどが生育します。また、周辺の田んぼや水路の一部にコウホネ、サンショウモ、ミズオオバコなどの希少な水生植物がみられます。



クロモ



ヒロハノエビモ



コウホネ

三方湖総合研究プロジェクトの成果から

三方湖の“ヒシ”繁茂の状況

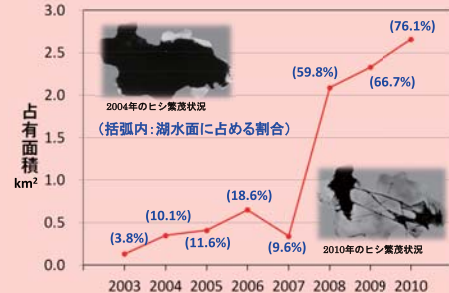
近年、夏になると湖面を覆って繁茂する水草「ヒシ」は、昔から三方湖に生育していた在来種です。しかし、過去にはこれほど広い面積に繁茂することはなかったといわれています。では、いつ頃から増えてきたのでしょうか。

人工衛星から撮影された画像と現地調査の結果を照合した結果、平成19年(2007年)までは、ヒシが繁茂する範囲は、湖の北側などの一部の場所に限られていたことがわかりました。しかし、平成20年(2008年)から生育範囲が突然拡大し、近年では湖の面積の半分以上を覆うようになったことがわかりました。

このような急増の原因はまだよくわかっていません。底質のヘドロ化や湖の中での水の動きの減少といった環境条件の変化が影響している可能性、遺伝的に性質の異なるヒシが導入された可能性、これらが相互に影響し合っている可能性のいずれもが、現時点では否定できません。今後も研究を続けていく予定です。



三方湖の湖面を覆ったヒシ(平成21年)



三方湖におけるヒシの生育範囲と面積の変化。人工衛星画像から推定した。

(担当:西廣 淳(東京大学))

昔の水辺の風景画

今の子どもたちが、お年寄りに昔の水辺の風景のことを聞き、絵画として再現しました。絵画には、今ではみられなくなった小さい区画の田んぼの風景、かつての水辺にあった多様な生きものや、水辺で遊ぶ子どもたちの姿などがいきいきと描かれています。



場所:成願寺 年代:昭和10年頃
「夏は毎日、魚とり。竹のザルでフナやムツなんかをとったよ。」



場所:三方湖 年代:昭和20年頃
「エビすきや魚とり、虫とりをしたり、泳いで遊んだりしたよ。」



場所:梅ヶ原 年代:昭和20年頃
「ホンドジョウ(シマドジョウはダメ)でウナギをつったよ。」



場所:三方 年代:昭和20年頃
「田植えや稲刈りも手作業で、川もきれい。子どもも多かったよ。」



場所:生倉 年代:昭和30年頃
「下の田んぼで魚やエビをすくったり、ヒシを採ったりしたよ。」



場所:田井野と別庄 年代:昭和50年頃
「夏にアユやオイカワ、ハヤなんかをタモですくってとったよ。」

三方五湖自然再生の基本方針

ラムサール条約の概念に沿った保全・活用の原則

ラムサール条約では、当該登録湿地に対し、以下の事項が求められています。ラムサール条約の登録湿地である三方五湖の保全・活用を進めていくためには、これらの概念に沿って、行政、企業、研究者、各種団体、地元住民、地域外の人々などの多様な主体が連携し、主体的に取り組めます。

[ラムサール条約湿地に求められる事項]

- ① 人々の生活環境を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけること。
- ② 産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の生態系を維持しつつそこから得られるめぐみを持続的に活用する賢明な利用を図ること。
- ③ 湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報の交換、教育、普及啓発活動を進めること。

三方五湖の特色を活かした保全・再生・活用の方向性

1) 自然環境を再生し活かす取組

三方五湖流域とその周辺地域には、多様な魚類が生息し、多くの野鳥が飛来します。一方で、現在は、生きものの姿が大きく減ったことも事実です。三方五湖流域とその周辺地域では、大きく劣化した自然環境の再生に取り組み、さらに、地域の特色と魅力を活かす保全・活用を進めます。

2) 社会の進展に対応した新しい取組

近年、自然に対する関心の高まりから、自然を体験する活動や生きものとのふれあいを求めるニーズが高くなっています。三方五湖の自然再生の主役は地元住民ですが、その支えとして地域外の人々の協力も重要であり、こうした新しい人材、しくみによる自然再生を進めます。

3) 地域の伝統、文化を活かした取組

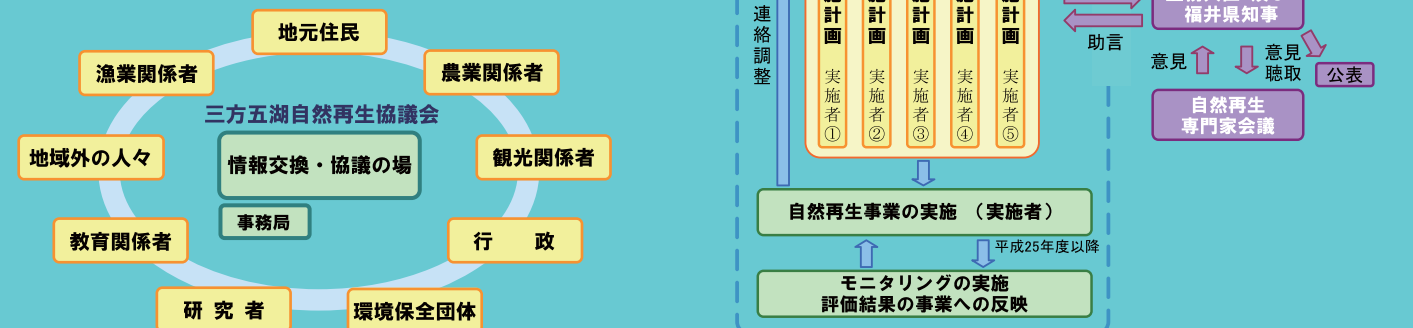
かつて、三方五湖の周辺に暮らしてきた人々は、自然と対立するのではなく、順応する形で自然に働きかけ自然が受けとめられる範囲内でのめぐみを取り出して暮らしてきました。三方五湖流域とその周辺地域には、自然と人々のこうした関わりの中で育まれてきた営みや慣事、知恵といった伝統、文化が生きており、これらを活かした保全・活用に取り組めます。

多様な主体の協力

三方五湖流域とその周辺地域における自然再生の取組は、行政、企業、研究者、各種団体、地元住民、地域外の人々などの多様な主体が協力して実施します。また、漁業者と農業者といった立場の異なる住民や、行政の中での異なる部署の人々が十分な議論を通して認識を共有し、分担しつつ協力して自然再生に取り組めます。

三方五湖自然再生の取組のしくみと役割分担

三方五湖流域とその周辺地域における自然再生は、多様な主体から構成される三方五湖自然再生協議会において、協議を重ねながら全体構想の作成、実施計画案を作成します。実施計画は、協議会で検討した実施計画案をもとに、実施者が自ら作成し、自ら実行します。その実施状況については、三方五湖自然再生協議会で定期的に情報共有や確認をしながら進めます。



ラムサール条約湿地 三方五湖

三方五湖は、平成17年11月8日にラムサール条約に基づく登録湿地に指定されました。この条約は、国際的に重要な湿地の保護と利用管理を目的としています。三方五湖では、日本固有種の魚類が多く生息していることが指定理由となりました。

なお、三方五湖のラムサール条約の登録の範囲は、湖の水面全域となっています。



湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生

かつての生きものにぎわいと、人のにぎわいを取り戻すため、先人の知恵と努力に感謝し、湖と人、人と人の関わりを見直しながら、将来にわたって三方五湖の恩恵を受けることができる誇りある地域社会を実現します。

テーマ1

多様な魚介類がすみ、水鳥が羽ばたく水辺の再生と保全

- 目標 1 三方五湖の湖岸では、治水機能を保ちながら、多様な生きものを育む自然豊かな水辺を取り戻します。
- 目標 2 湖岸から周辺里地では、ラムサール条約登録の理由となった魚類、多様な貝類、トンボ類、両生類、水鳥など水草を育む水辺を取り戻します。
- 目標 3 フナやナマズが田んぼで産卵する姿がみられるように、湖～田んぼの生きもののつながりを取り戻します。
- 目標 4 自然豊かな水辺のシンボルとして、湖と田んぼを往来する水鳥の姿と豊かな魚類相が支える海ワシが舞う空を取り戻します。
- 目標 5 外来生物の姿が少ない水辺を目指します。
- 目標 6 三方五湖本来の水質浄化作用を回復させ、健全な水環境を取り戻します。
- 目標 7 里山から湖へと続く、三方五湖流域全体の保全・管理を図ります。



田んぼで休むコハクチョウ(若狭町向笠)

テーマ2

「三方五湖」の自然を活かした地域のにぎわい再生

- 目標 8 福井県内外で「ラムサール条約湿地・三方五湖」の知名度を高めます。
- 目標 9 三方五湖での魚介類の資源を高い水準で回復させ、魚介類の需要を向上し、安定的で持続可能な漁業を目指します。
- 目標 10 環境配慮型で、誰もが取り組みやすい農法の研究・普及を図ります。
- 目標 11 「三方五湖」を冠した魚介類・農作物などを活かした商品を四季を通じて流通させます。
- 目標 12 「三方五湖」を冠したエコツアーを年間を通じて開催します。
- 目標 13 三方五湖での環境浄化や漁業・農業とそれを活かした加工業、サービス業での就業意欲が高まる事業を創出します。



エコツアー(水月湖)

テーマ1 水辺の再生



田んぼの生きもの観察(若狭町中山のかや田)



砂浜の造成(美浜町久々子)



ダルマガエル(若狭町中山のかや田)



梅(若狭町西田地区)



田んぼの生きもの調査(若狭町内の小学校)



昔の水辺の風景画を描く(若狭町内の小学校)

テーマ3

生活の中で受け継がれてきた湖の文化の伝承

- 目標 14 四季折々に美しく、心安らぐ湖の風景を取り戻します。
- 目標 15 子どもの遊び声がにぎやかな水辺を取り戻し、子どもの頃から湖とふれあう機会を増やします。
- 目標 16 子どもたちが、三方五湖や周辺地域における伝統的な漁法や昔ながらの農法を体験・見学する機会を増やし、伝承します。
- 目標 17 子どもたちが、三方五湖や周辺地域の田んぼや水辺での環境教育活動に参加する機会を増やします。
- 目標 18 三方五湖について誰もが知り学べ、保全活動に参加できる場、機会を増やします。
- 目標 19 三方五湖の魚介類などの地域の食文化を掘り起こし、これを活用した地域行事が各地で開催されるようにします。
- 目標 20 三方五湖や周辺地域の自然や文化の素晴らしさを伝えるリーダーを育てます。



田んぼでのナマズの産卵(若狭町鳥浜)

三方五湖自然再生協議会規約

設置	第1条	自然再生推進法(平成14年法律第148号)第8条に規定する自然再生協議会を設置する。
名称	第2条	この自然再生協議会は、三方五湖自然再生協議会(以下「協議会」と称する。)という。
対象区域	第3条	協議会で検討する自然再生の対象区域は、三方五湖流域およびその周辺地域とする。
目的	第4条	対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。
所掌事務	第5条	協議会は、次に掲げる事務を行う。 (1) 自然再生全体構想の作成 (2) 自然再生事業実施計画の案の協議 (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整 (4) その他必要な事項
構成	第6条	協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 自然再生事業を実施しようとする者 (2) 自然環境に関し専門的知識を有する者 (3) 公募による地域住民および団体または法人の代表者 (4) 関係行政機関および関係地方公共団体
途中参加委員	第7条	前条第1項に定める委員からの推薦があり、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることことができる。 2 新たに委員となろうとする者が、第15条に規定する運営事務局に委員になりたい旨の意思表示を行い、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることことができる。 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。
委員資格の喪失	第8条	委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 (1) 辞任 (2) 死亡、失踪の宣告 (3) 委員が属する団体または法人の解散 (4) 解任
辞任および解任	第9条	辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。 2 協議会の目的もしくは自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合または協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。 3 解任されようとする者には第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。
会長および副会長	第10条	協議会に会長1名および副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
顧問	第11条	協議会に若干名の顧問を置くことができる。 2 顧問は、委員会に出席し、意見を述べることができる。 3 顧問の任期は2年とし、再任することができる。
協議会の会議	第12条	協議会の会議は、会長が召集する。 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して

部会	第13条	部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第11条に規定する協議会の会議に報告する。 2 協議会委員およびオブザーバーは部会に所属することができる。部会には、協議会委員およびオブザーバーの他に、独自に部会委員を置くことができる。 3 部会に部会長および部会長代理を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。 4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。 5 部会長代理は部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。 6 部会は部会長の召集により開催される。 7 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
公開	第14条	協議会の会議および部会は、生物の保護上または個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。 2 協議会の会議および部会を開催する際には、日時、場所等についてあらかじめ広く周知を図る。 3 協議会の会議および部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。 4 協議会の会議および部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。
運営事務局	第15条	協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。 2 運営事務局は福井県、美浜町および若狭町で構成し、共同で運営する。
運営事務局の車掌事務	第16条	運営事務局は、次に掲げる事務を行う。 (1) 第11条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項 (2) 第13条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成および公開に関する事項 (3) その他協議会が付託する事項
運営細則	第17条	この規約に規定することの他、規約施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に定める。
規約改正	第18条	この規約は、第6条に規定する協議会の委員の発議により、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。
附則		この規約は、平成23年5月1日から施行する。



三方五湖自然再生協議会運営細則

部会の設置	第1条	協議会に次の部会を設置する。 (1) 自然護岸再生部会 (2) 水田魚道部会 (3) 外来生物等対策部会 (4) 環境に優しい農法部会 (5) 環境教育部会
検討事項	第2条	各部会では次の事項を検討する。 (1) 自然護岸再生部会 魚介類の生息に適した自然護岸の再生に関する事項 (2) 水田魚道部会 水田魚道の普及・活用に関する事項 (3) 外来生物等対策部会 オオクチバス、ブルーギル、アメリカザリガニ等の外来生物の駆除やヒシの除去対策に関する事項 (4) 環境に優しい農法部会

部会事務局	第3条	部会の会務を処理するために部会事務局を設ける。 2 部会事務局は協議会運営事務局が兼ねる。
部会事務局の所掌事務	第4条	部会事務局は次に掲げる事務を行う。 (1) 部会の会議の運営 (2) 部会の会議の議事要旨の作成および公開に関する事項 (3) その他部会が付託する事項
細則改正	第5条	この細則は、協議会規約第11条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得た上で、会長が改正することができる。
附則		この細則は、平成23年5月1日から施行する。 平成23年11月20日、第3条改正

三方五湖自然再生協議会名簿

■研究者

No.	氏名	所属等
1	鷲谷 いづみ【会長】	東京大学教授
2	青海 忠久【副会長】	福井県立大学教授
3	吉田 丈人【副会長】	東京大学准教授
4	西廣 淳	東京大学助教
5	海部 健三	東京大学保全生態学研究室特任助教
6	富永 修	福井県立大学教授
7	杉本 亮	福井県立大学助教
8	富田 涼都	静岡大学助教
9	松崎 慎一郎	国立環境研究所研究員

■行政

No.	部署	役職	担当者名
1	環境省中部地方環境事務所	統括自然保護企画官	曾宮 和夫
2	中部地方環境事務所	課長	野村 環
3	中部地方環境事務所	課長補佐	桑原 靖則
4	福井県(事務局:安全環境自然環境課)	課長	野坂 雄二
5	美浜町商工観光課	課長	西野 民男
6	土木建築課	課長	山口 俊和
7	農林水産課	課長	浅妻 孝彦
8	住民環境課(事務局)	課長	平城 幸一
9	若狭町観光交流課	課長	市野 秀子
10	産業課	課長	井関 平信
11	建設課	課長	森川 克己
12	環境安全課(事務局)	課長	田中 秀明
13	歴史文化課(事務局)	課長	永江 寿夫

■個人

No.	氏名	所属等
1	尾崎 晃一	若狭町在住(農業)
2	保志 公平	若狭町在住(農業)
3	吉村 義彦	若狭町在住(農業)
4	三好 伽奈	若狭町立三方中学校(二年生)
5	新田 美優	若狭町立三方中学校(二年生)

■顧問

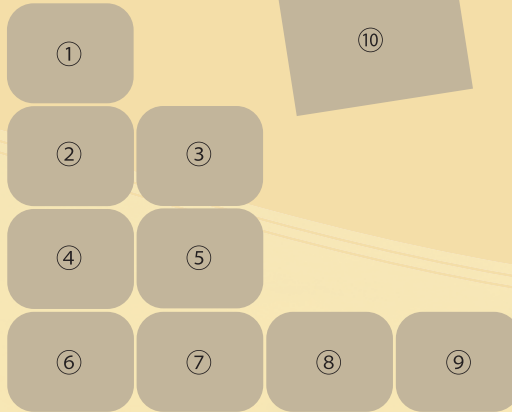
No.	氏名	所属等
1	山口 治太郎	美浜町長
2	森下 裕	若狭町長

■団体

No.	団体名	役職	代表者名
1	美浜町観光開発審議会	会長	中村 清一
2	(社)若狭三方五湖観光協会	会長	浜本 一夫
3	美浜町漁業協同組合	統括課長	谷口 芳哉
4	南西郷漁業協同組合	組合長	武田 利満
5	鳥浜漁業協同組合	組合長	増井 増一
6	海山漁業協同組合	組合長	吉田 善信
7	敦賀美方農業協同組合	営農課長	田辺 義詞
8	敦賀美方農業協同組合	三方機関支店次長	田中 正志
9	三方五湖浄化推進協議会	会長	吉田 良三
10	五湖と自然を守る会	会長	川口 喜代治
11	ハスプロジェクト推進協議会	会長	大下 恭弘
12	自然に大の字 あそぼーや	代表	田辺 一彦
13	美浜町女性ネットワーク	会長	森久 みどり
14	若狭町女性ネットワーク	会長	岡本 幸江
15	美浜環境パートナーシップ会議	会長	松井 明彦
16	美浜環境パートナーシップ会議	委員	高木 利之
17	美浜環境パートナーシップ会議	委員	森川 良子
18	久々子観光協会	会長	広瀬 信太郎
19	西郷中部生産組合	役員	松下 勝美
20	森と暮らすどんぐり倶楽部	代表	松下 照幸
21	劇団マザーシップ	代表	政岡 弘子
22	美浜町小教研理科部会	部会長	高橋 一男
23	若狭町教研環境部会	部会長	大谷 甚蔵
24	日本野鳥の会福井県	副代表	辻 義次
25	三方五湖遊覧船(株)	社長	武長 正明
26	コミュニティビジネス「ラ・しじみ」	代表	田辺 義郎
27	美浜町ライオンズクラブ環境部会	部会長	武田 利彦
28	若狭町ライオンズクラブ	会長	山口 浩正
29	わかさ東商工会	会長	野瀬 成夫
30	三方五湖青年会議所	理事長	加茂 浩司
31	美しい鳥浜を創る会	会長	宇野 利夫
32	田井野区地域活性化促進会	代表	藤本 佳司
33	下吉田生産組合	代表	中塚 文和
34	(財)若狭湾エネルギー研究センター	次長補佐	松井 秀幸

全63団体・個人(平成24年3月4日現在)

表紙の写真説明



- ①エリ漁(久々子湖、昭和30年頃)
- ②漁の見学(三方湖)
- ③シジミ漁(久々子湖)
- ④シラウオ捕り(三方湖)
- ⑤ツケドコ漁(三方湖、昭和50年頃)
- ⑥川遊び(若狭町気山、昭和50年頃)
- ⑦マガモ(水月湖)
- ⑧水田魚道(若狭町鳥浜)
- ⑨田んぼの夕景(若狭町生倉)
- ⑩コハクチョウ(若狭町向笠)

三方五湖自然再生全体構想[概要版]

～湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生～

平成24年3月

編集 三方五湖自然再生協議会

発行 三方五湖自然再生協議会事務局

福井県安全環境部自然環境課
〒910-8580 福井県福井市大手三丁目17番1号
TEL 0776-21-1111(代)

美浜町住民環境課
〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25
TEL 0770-32-1111(代)

若狭町環境安全課、歴史文化課

[三方庁舎]

〒919-1333 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地
TEL 0770-45-1111(代)

[上中庁舎]

〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地
TEL 0770-62-1111(代)

この冊子は、環境省の自然再生活動推進費によって作成されました。